

「環境対策：ミティゲーション」

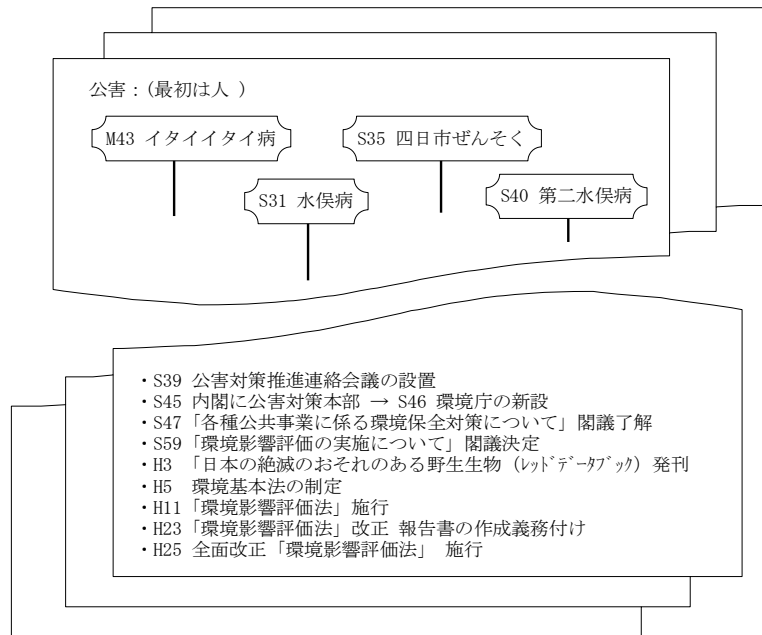
2015/7/25 小出 真司

1. ミティゲーションとは

- 一般訳：緩和、鎮静、軽減
- 業界用語：開発を行う場合、環境への影響を最小限に抑えるために、代替となる具体的な措置を講ずること。
- 1970年代後半に合衆国の環境政策として導入され『回避、最小化、修正、軽減、代償』からなる5原則で、その概念は各国に普及

2. 我が国では

公害 → 人 → 環境(景観および動植物)

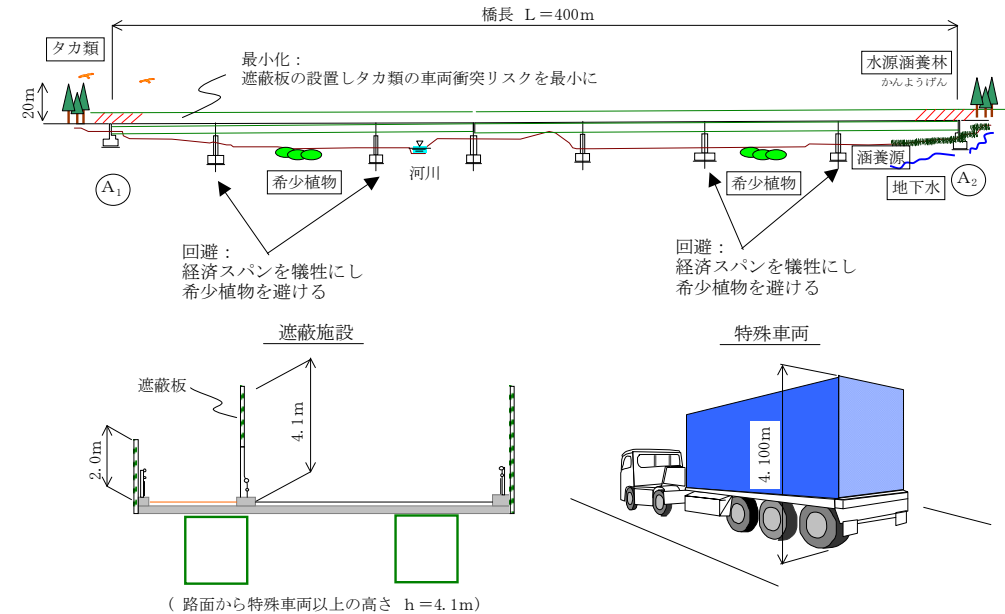


3. 我々の業界では

橋梁工事での環境への影響

- 【回避】 計画変更、橋梁によって自然環境区域を通過、改変することを防ぐ
- 【最小化】 工事の規模を制限、切り土を最小限にするためアンカー等で斜面補強し自然斜面の可能な限り保全するなど
- 【修正】 修復、回復、改善、掘削土を工事後に現地へ戻す、樹林が失われた場所を再緑化する
- 【軽減】 自然保護上重要な区域への一般車両の通行止や、動物進入防止柵の設置など事業期間中、保護・保全を実施
- 【代償】 希少動植物の生息生育地、産卵地(池)などを他の場所に創出することなど代替資源や環境の置換をする

4. 事例



4. これからの動向

あくまでも個人的な見解ではあるが、付属物等のメーカーから最近急に環境に関する依頼が増えているなどの話を耳にすると、猶予期間を過ぎ昨年度(H25)から施行された環境影響評価法(アセスメント)の影響が大きいと感じる。環境対策で設計工期が圧迫される状態はこの先も増えるであろうと思われる。

このH25環境アセスメント(環境省)以外にもミティゲーション関連に下記がある

- 「騒音・振動規制法」～H12.4 環境省→地方自治体へ移管
- 「光害対策ガイドライン」～環境省H18.12
- 「低騒音型および排出ガス対策型の建設機械の指定」～国交省H21.6
- 「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」～国交省H22.5

特に騒音規制法については、裁判(福島H22)で工事騒音等が規制基準を下回っていても損害賠償命令(工事業者及び発注者)がくだされた例も出始めており、環境にからむ問題が数値化よりも..環境を破壊してる..という人々の認識や感情からの感性の問題であるので非常に難しい。

5. 最後に

以前は橋梁計画(道路計画)等は簡単な案内だけで済み近隣住民も橋が完成すれば「便利になったなあ」、「わが町にもランドマークができた」などと肯定的な明るいイメージを持っていたように思う...

ミティゲーションについては、少しうがった見方で眉をひそめる方もあるであろうが述べさせていただくならば、この先もエスカレートしていく可能性が大と言わざるを得ない。あえて否定調としたのはこれが招く結果は、コストアップのなにものでもないからである。(環境を守るために10億の橋梁に30億払うのが当然?) エスカレートではなく相反する環境保護とコストについて互いが譲り、我慢バランスを取るこのほうが大事だと考える私は「環境破壊推進者」なのであろうか...?